

土地基本法等の一部を改正する法律が成立

～地籍調査の効率的実施へ向けて大きく前進～

令和2年3月27日に第201回国会において標記の法律案が可決成立し、4月1日から関係政令とともに施行されました。

同法は、土地の適正な利用・管理の確保（土地基本法の改正）と地籍調査の円滑化・迅速化（国土調査法の改正）を2大目的としており、京都宅建が京宅諮問会議での検討を基に平成30年に提言し、京政連も各方面に要望してきた「官民境界を先行的に調査し、その成果を活用（認証して公表）する」ための法整備という願いを遂に実現することができました。

自民党宅議連の先生方をはじめ、法改正にご尽力いただいた方々に心からお礼申し上げます。

令和2年度から新たな国土調査事業十箇年計画が策定されますので、地籍調査進捗率ワースト1という京都府域において、多くの市町が官民境界先行調査の実施に積極的に取り組まれるよう、今後、京政連としても京都府、京都市など関係機関に強く働きかけてまいります。



平成30年11月24日、自民党京都府連に地籍調査事業の進め方を提言